

平成 26 年 6 月 3 日

租税訴訟学会会員 各位

第二東京弁護士会税法研究会
代表幹事 大塚 一郎

租税訴訟学会 6 月租税判例研究会ご案内

時下いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第二東京弁護士会税法研究会は、本年 7 月 5 日に予定している大阪大学ロースクールとの合同研究会でとりあげる判例について、事前に検討するために、以下の日程と講師で租税判例研究会を開催しますので、租税訴訟学会会員でご関心のある方はご参加ください。

ご出席を希望の方は FAX または電子メール(info@sozei-soshou.jp)でご通知ください。事前に電子メールで資料をお送りしますので、かならずメールアドレスをご記入ください。

記

1. 日 時 平成 26 年 6 月 27 日 (金) 午後 6 時半
 2. 判 例
 - (1) ライブドア損害賠償和解金事件 (神戸地裁平成 25 年 12 月 13 日判決)
 - (2) 競馬事件 (大阪地裁平成 25 年 5 月 23 日判決)
 - (3) 社員旅行事件 (東京地裁平成 24 年 12 月 25 日判決、東京高裁平成 25 年 5 月 30 日判決)
 - (4) 弁護士必要経費事件 (東京地裁平成 23 年 8 月 9 日判決、東京高裁平成 24 年 9 月 19 日判決)
 3. 講 師 弁護士明谷早映子先生、弁護士岩佐祐希先生、弁護士後藤登先生、
弁護士寺垣俊介先生、弁護士西岡志貴先生
 4. 場 所 弁護士会館 10 階 1007 号室
(※申込者多数の場合は、会場が変更となる場合がございます)
- (切り取り不要です)

参加申込書

租税訴訟学会 行 (担当 中野)

Mail : info@sozei-soshou.jp

FAX : 03-3586-3602

電話 : 03-3586-3601

6 月 27 日 (金) の租税判例研究会に参加します。

お 名 前

メールアドレス
